

秘密指定解除

公文書監理室

主管来電処理要領

アジア局北東アジア課

極秘	☒ 秘	取扱注意	平
電信番号	平成 6 年 11 月 24 日付 韓・釜・米・() 第 PDU 号		
件名			
課長	別途配布	首席	担当官
省内追加配布	総秘 () 官秘 () 副官秘 () 外政審 () 大秘 () 次官 () 外審 () 官房長 () アジア局長 () 審議官 () 参事官 ()		担当処理方針
各省庁配布先	局 課		[Redacted]
	大蔵		
	通産		
	農林		
	水産		
	経企		
	運輸		
	法務		
	防衛		
	警察		
厚生			
転電	転電先	韓国・釜山・米国・	
転報	転報先	韓国・釜山・米国・ ()	

注意 1. 電報の取扱いは慎重に願います。
2. 電報についての照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡願います。

秘

電信写

08-012

大 政事外外儀官
大務務 典房
臣秘官官審審長長

政北経環査総 外研
代ア大大察括 長
表大使使大審

総儀対会要厚情研

察人(圖)在警史オ

外報官 審報際内外ブ

文長 審一二

領移長 参政保対旅外

長 審総安平
企国

審 参軍不科協

国長 参行専入難地

ア 審地中東
参(東)西

長 審一二保

北米長 参一二

南長 参一二

長 審西口洋
西東

近ア長 参一二アア
一二

経 審総漁国
審経エ国
一ネ二
経途

長 参海 審準

経協長 審政調国開無
参緊評技有理

条長 審条協(調)

情長 参国析析調セ
一二

総 番 号 R 0 6 1 2 1 1

月 2 4

平成 6 年 3 月 2 4

韓 国 発

木 省 着

主 管 亜 北

外 務 大 臣 殿

茂 田 臨時代理大使

在韓ひ爆者支援拠出金（韓国保健社会部とのやりとり）

秘密指定解除

公文書監理室

第983号 秘 至急

(以下FAX送信 SO1424-03)

秘密指定解除

公文書監理室

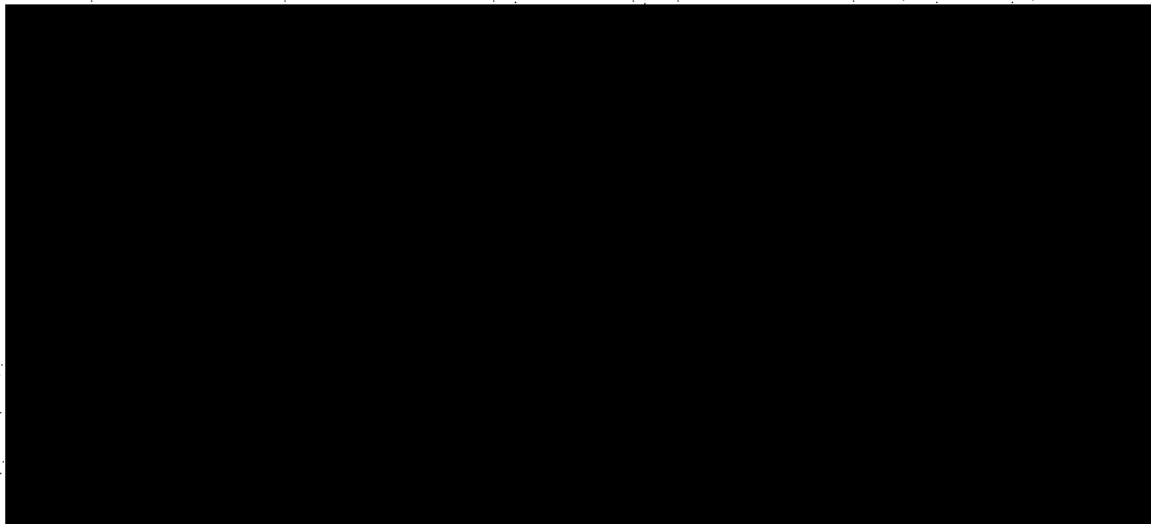
秘

SD1424-1

往電第454号に関し、

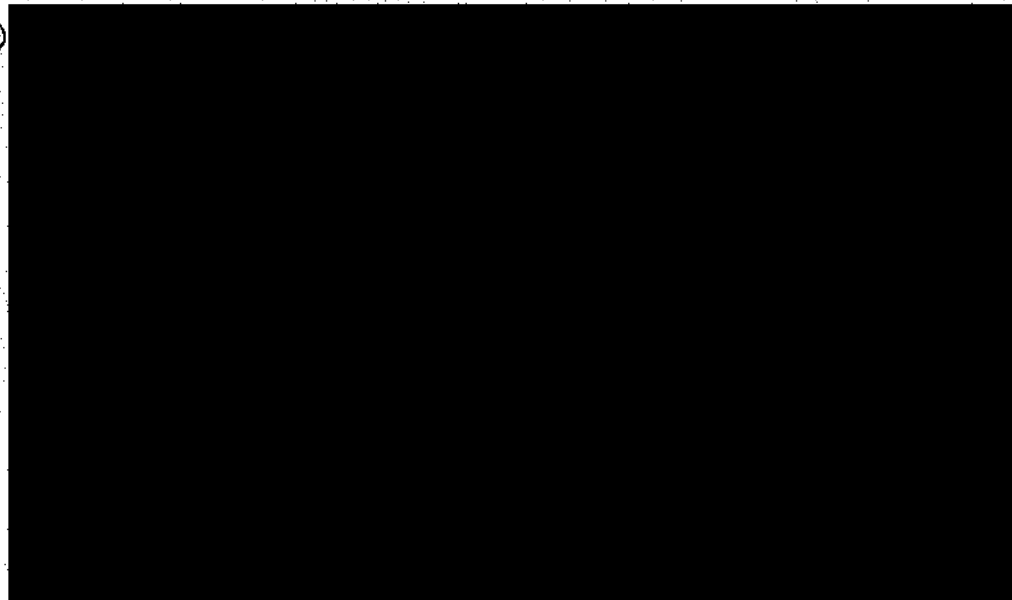
23日、当館武藤、高田が保健社会部趙炳倫(チョウ・ビョンニョ)医政局長と昼食を共にしつつ意見交換したところ、その際のやりとりの概要以下の通り。(先方、朴允^根(パク・ユンギョ)医政局地域医療課長、申相淑(シン・サンスク)同課事務官、当方丸尾同席。)

1. 当方より、以下の通り述べた上で、冒頭往電Ⅱの1.の問題点を指摘した。



2. これに対して先方は、次の通り述べた。

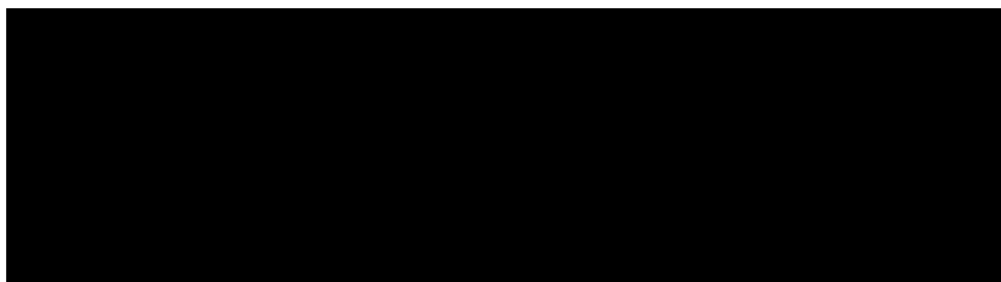
(1)



秘密指定解除

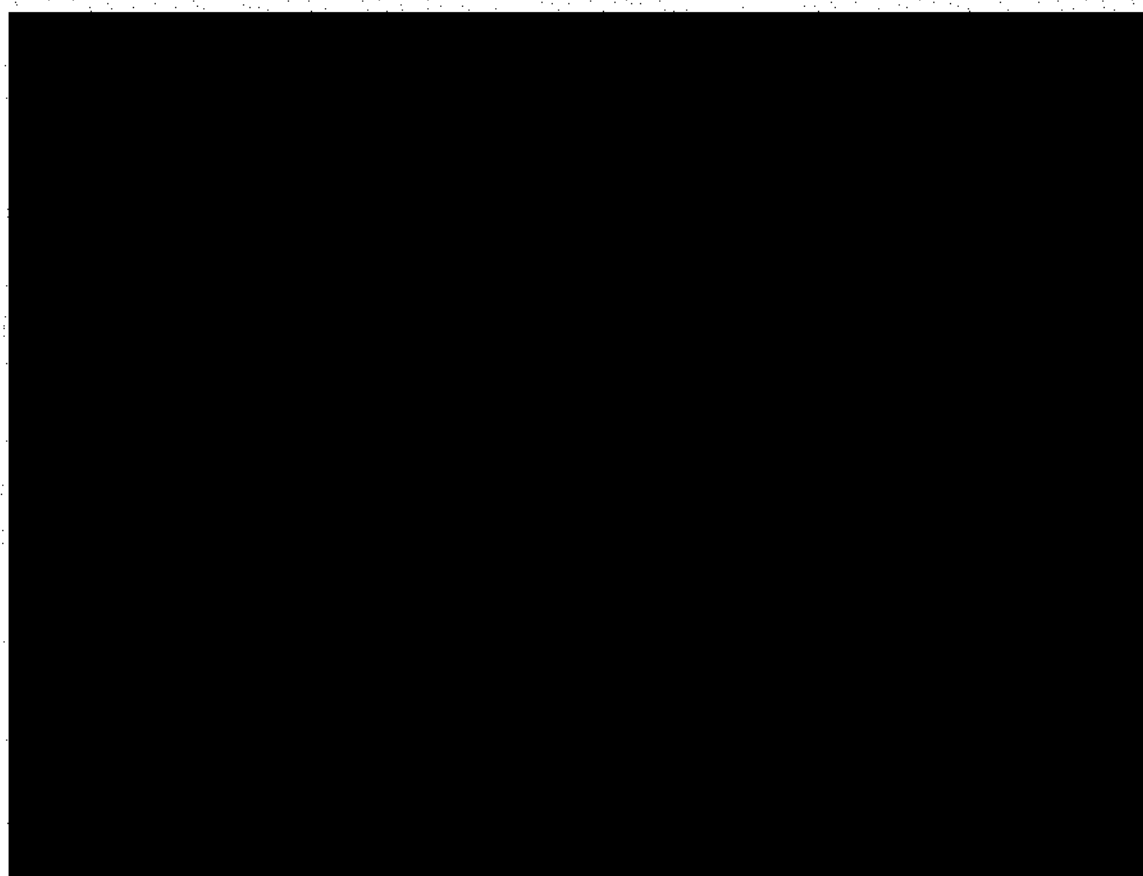
公文書監理室

秘



(2) ガイドラインは「ガイドライン」であるが、協会と議論しながら、出来るだけ尊重するよう努力しており、今後とも努力していく。陝川の健康福祉センターは、年内に完工するという保証は出来ないが、できるだけ早く完工するよう努力している。協会側は、当初7か所のセンターのうち1か所の建設にも反対していたが、協会を説得してとにかく陝川だけは建設を推進している。

3. これに対して当方は、以下の通り述べた。

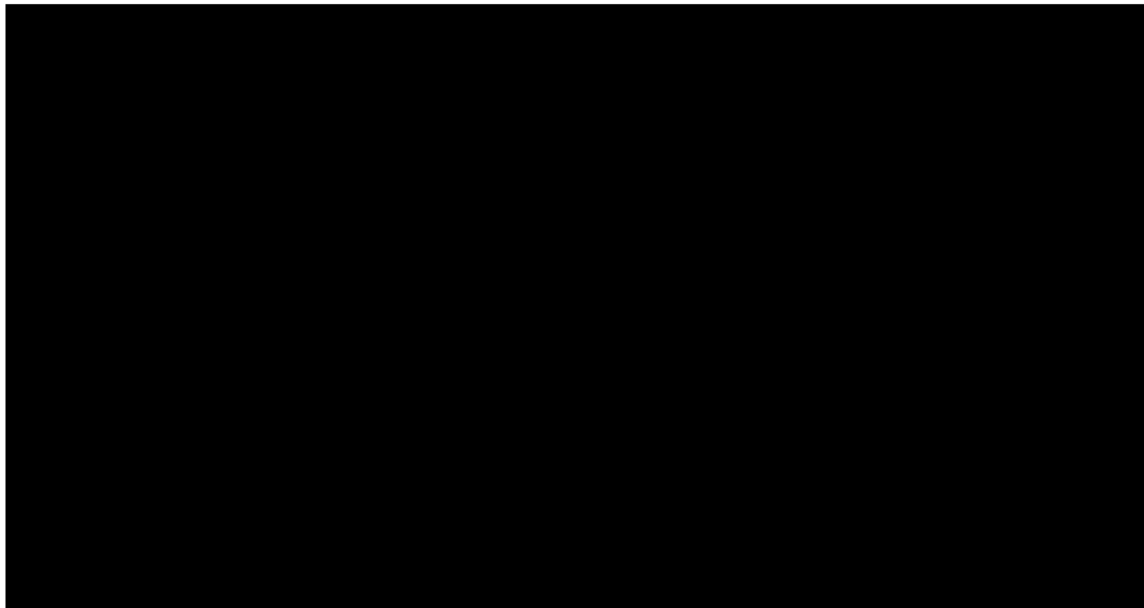


4. これに対して先方は、次の通り述べた。

秘密指定解除

公文書監理室

秘



5. これに対して、当方は、次の通り述べた上で、以下の2点につき照会した。

韓国政府が協会の間に入って難しい立場にあることは理解するが、日本政府としても出来ることと出来ないことがある。日本政府も外務省一存では決定出来ない問題である。近く入手出来る予定の被爆者の実態によって、何か良い方法が無いか、お互いに知恵を出し合いたい。本件は難しい問題であるが、拠出金の有効利用のためにともに解決していかなければならない。どうか相談に乗って欲しい。

(1) 健康福祉センター建設に関する協会の立場如何。

(2) 診療補助費を月5万ウォンから10万ウォンに引き上げたが、協会から更に引き上げるべきであるというような要求はないのか。

6. これに対して先方は以下の通り回答越した。

(1) 当初は1か所の建設にも反対していたが、韓国政府の説得により、陝川の健康福祉センターだけは合意を見た。残りの福祉センターは、陝川の福祉センターの施設及び運営の状況を見て自分達被爆者にとって役に立つと判断した場合には建設してもよいという立場ではないか。

(2) 現在のところは無い。

(了)